



トルコ・シリア大地震による支援カンパにご協力いただき、ありがとうございました

2月6日、トルコ・シリア国境付近で、マグニチュード 7.8 の大地震が発生し、これまでに両国合わせて、5万6,000人以上の死亡が確認されています。(4月20日時点)

被災地では、公営住宅の建設が進められていますが、今も、250万人がテントでの暮らしを余儀なくされており、被災者の生活の再建にはほど遠い状況です。

市教組は、トルコ・シリア大地震により被災した子どもたちとその家族への支援として、分会へのカンパ活動に取り組みました。その結果、20万円を超えるカンパが集まりました。そして、4月21日、集まった支援カンパを、大阪ユニセフ協会に寄付し、トルコ・シリアの復興支援に使うよう要望しました。

市教組組合員ならびにカンパにご協力いただいた方々に心から感謝申し上げます。



～ May Day ～

5月1日、第94回大阪地方メーデーが大阪城公園太陽の広場にて開催されました。初夏の陽気の中、連合大阪2万人(主催者発表)の組合員が結集しました。

海外災害援助市民センターの吉椿事務局長から「トルコ・シリア地震、被災者への支援について」、連合大阪・禅野連帯活動委員長から「メーデー祝日法制化の取り組みについて」、それぞれアピールがありました。

大会宣言では「誰一人取り残されることのない社会、一人ひとりが尊重され、みんなが輝く未来を、仲間の輪をひろげ、ここ大阪の地からつくっていく」ことが確認されました。



～ 憲法集会 ～

5月3日、扇町公園にて「輝け憲法！平和といのちと人権と！5.3おおさか総がかり集会」が開催され、5000人の組合員や市民が集まりました。

アカリトバリのライブで開会し、政策提言のシンクタンク「新外交イニシアティブ」の猿田佐世さんは「閣議決定された安保3文書は、国際法違反や違憲状態にある。国民が議論して9条をいかに方向で動いていかないと、本当に憲法が死んでしまう。」と訴えました。続いて立憲民主の森山さんをはじめ、各政党より「平和と憲法を守りぬこう」とアピールがありました。終了後、中崎町までデモ行進・シュプレヒコールを行いました。



各支部、評議員会を開催!!



北部 4月20日、大阪市立総合生涯学習センターで北部支部第1回評議員会が開催されました。支部執行部から、諸課題解決に向けて粘り強く闘っていくと提案がありました。評議員からは、テレワーク制度・教員免許更新制度廃止後の研修・ICTの活用について質問がありました。また、討論では、組合強化や加入オルグ・青年部学習会などについて意見が出されました。採決では、執行部原案が圧倒的多数の賛成により可決されました。



東部 4月19日、エルおおさかにおいて東部支部評議員会が開催されました。支部執行部から今年度の活動方針が提案され、圧倒的多数の賛成で承認されました。参加者からは、働き方改革、通級指導、憲法の改悪への懸念についての意見が出ました。討論では、女性部の活動についての報告がありました。また、支部執行部から支部の取り組みにおいて、子どもを連れて参加できるようにしていくこと、LINEを使い支部と各分会を繋ぐ新たな方法を模索していくことの報告がありました。

南部 4月19日、市社福にて南部支部の評議員会が開催されました。討論では、北巽小分会の米山評議員より、国際理解クラブに名称変更されたが、韓国・朝鮮につながるの民族学級の理念については忘れず取り組んでいきたいという意見がありました。また、青年部から新歓パーティの案内、女性部からは夏の人権ツアーの内容についての報告がありました。なお、これらは別途指示文書等でお知らせをしていきます。採決では、執行部原案が圧倒的多数の賛成により可決されました。



西部 4月20日、西成区民センターにて西部支部評議員会が開催されました。今年度より開始された通級学級について、まだまだ手探りな点が多く、子どもにとって不利益を与えない中身となるよう注視していくことと、朝間研の取り組みを連綿と継承し、生徒のアイデンティティの自認に繋がっていること等が討論で出されました。原案は満場一致で可決されました。



広報部メモ

5月3日、扇町公園に集まってきた若者のグループの一人が「大阪、怖い」と大声で仲間に話した。未来を守るために戦争反対や憲法を護ろうと訴える集団、年配者たちの熱が怖いそうだ。どうすれば怖さではなく共感を呼べるのだろう。

誰かに戦ってもらった平穏ではなく、誰も戦わなくていい世界を願うことくらい当たり前になってほしい。別の一人が「今日は憲法記念日ですから」と相手に答えた。まずは、この日になぜそんな集会があるかを考えようとする子たちを育てるのも私たちの役目ではと思った。(ま)

5月の組合費の引き落としは

5月22日(月)

※働きがいのある職場を実現するため、なかまの声かけて組合員を増やしましょう!

日教組 永岡文科大臣に要求書手交！

3月22日、日教組は永岡文科大臣に、「教職員の賃金・労働条件に関わる2023春季要求書」を手交しました。以下、要求項目を掲載します。

1. 公教育の社会的重要性に応える人員の確保と、教職員が専門性を発揮し、意欲をもって働くことができるよう、教職員の勤務実態をふまえた賃金に改善すること。
 - ① 教員賃金について、人材確保法等の趣旨や勤務実態をふまえ、給料表水準の引上げ等を行うこと。
 - ② 諸手当については、社会経済情勢の変化、地域の実情、教職員の職務や生活実態をふまえ、改善すること。
 - ③ 事務職員、学校栄養職員、現業職員、実習教員、寄宿舎教員、幼稚園教員、保育教員、学校司書等の賃金改善を行うこと。
 - ④ 再任用職員の賃金について、定年が段階的に引き上げられることもふまえ、経済的負担および定年前職員との均衡等を考慮して改善すること。
 - ⑤ 臨時・非常勤教職員について、国公実態や地方公務員法等の趣旨等をふまえ、処遇を改善すること。特に会計年度任用職員の処遇については、実態を把握し、制度創設の趣旨にもとづき、年収ベースでの賃金改善、時間外勤務手当や期末手当等の確実な支給がなされるようにすること。また、勤勉手当についても、法案の動向を注視し、遅れることなく支給されるよう、必要な措置を講ずること。
 - ⑥ 教職員の退職手当に係る調整額区分の適用改善をはかること。
2. 一人ひとりが実感できる長時間労働是正の実現にむけ、引き続き、必要な施策を積極的に講じるとともに、教育委員会に対し以下の事項を徹底すること。
 - ① 給特法をふまえた在校等時間の適切な管理の徹底をすすめること。また、虚偽記載や改ざん等の違法な実態がある場合は、適切に指導すること。
 - ② 給特法にもとづき、把握されている昨年度の教職員の時間外在校等時間等の状況を公表すること。
 - ③ 学校現場の長時間労働を是正するため、業務削減にむけた具体的スケジュールを示すこと。
 - ④ 文科省が示した「学校および教師が担う業務の役割分担」をもとに、積極的な業務移行を行うこと。
 - ⑤ 教職員が勤務時間内に業務を終えられるよう、現場実態の把握、検証をすすめ、教員業務支援員等の導入や留守番電話の設置等、長時間労働是正のための環境整備をすすめること。
 - ⑥ 36協定違反や未締結での違法な時間外・休日勤務命令等の実態について、早急に是正すること。
 - ⑦ 精神疾患による病気休職者・退職者が増加している実態を受け、大胆な業務削減とともに、教職員が本来の職務に集中できる環境を整備すること。また、長時間勤務やメンタル不調等に関する相談窓口の設置など、過労死防止対策、メンタルヘルス対策の一層の推進にとりくむこと。
3. 少人数学級の拡充や子どもたちのゆたかな学びの実現にむけ、以下の項目を実現すること。
 - ① 高校までのさらなる少人数学級の実現及び政府全体で新たな教職員定数改善計画を策定すること。
 - ② 小学校高学年の教科担任制のための加配のさらなる充実をはかること。
 - ③ 事務職員・養護教員・栄養教員の全校配置や複数配置基準の引下げなど、様々な職種の定数改善をはかること。
 - ④ 教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員、スクールカウンセラー等の配置拡充・処遇改善をはかること。

4. 部活動の地域移行について、社会教育の基盤整備のための財源を十分に確保し、自治体への継続的な財政支援等を引き続き行うこと。また、「兼職兼業」の制度づくり等の課題については、改定されたガイドラインにもとづき、子どもや教職員等のいのち、健康、人権を守るものとなるように適切な措置を講ずること。
5. 年次有給休暇をはじめ、育児・介護等に係る休暇・休業をはじめとするさまざまな休暇・休業制度の利用実態を検証し、その取得促進にむけた必要な措置を講ずること。また介護により退職せざるを得なかった教職員について、本人の希望により復職できるしくみを構築するよう働きかけること。
6. 義務標準定数法、高校標準定数法が定める未充足がある県に対して、解消をはかるよう指導すること。
7. 全国的教育水準の確保に不可欠な義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1の復元、国立大学法人運営費交付金の増額と教育・研究の自由が確保される公平・公正な配分、ゆたかな私学教育のための私学助成の拡充を行うこと。
8. 学校現場における定年引上げの円滑な実施の環境整備にむけ、必要な措置を講ずるとともに、各教育委員会へ以下の事項を徹底すること。
 - ① 段階的な引上げ期間中における新規採用について、新卒者の就業機会の安定的確保や教職員の世代バランスをはかる観点から、計画的に継続実施すること。
 - ② 定年前再任用短時間勤務制について、短時間勤務に適した具体的な職務内容を検討し、短時間勤務の職を設定し、健康上、介護等の事情や人生設計上の理由等により、定年前にやむを得ず退職せざるを得ない教職員について、本人の希望により定年前再任用短時間勤務職員として働き続けることができるようにすること。
 - ③ 60歳以後の多様な任用形態における、任期、給与、勤務時間、職務内容、休暇・休業等の相違など十分な情報提供を行うとともに、本人の60歳以降の働き方の意思確認を適切な時期に確実かつ丁寧に行うこと。
9. 定年の段階的引上げ期間中は、雇用と年金の確実な接続の観点から、再任用を希望する教職員全員の任用が行えるようにすること。
10. メンタルヘルス対策を含む教職員の健康管理体制や職場の労働安全衛生体制の確立など、法令に則った労働安全推進体制の促進・活性化をはかること。東日本大震災・熊本地震をはじめ大規模な自然災害の被災地においては、定期的な健康相談、メンタルヘルス対策等の長期的なサポートを実施すること。
11. 職場におけるハラスメントの実態と課題をふまえ、あらゆるハラスメントの防止にむけた周知や研修、相談窓口の設置などを行うこと。
12. 障害者雇用について、職場環境の整備をはじめ相談支援体制の構築や支援スタッフの配置など、無理なく、安定的に働き続けることができるよう必要な条件整備を十分に行うこと。

＝ 市教組第71回定期大会 ＝

◇ 5月20日（土） 13：30開会（13：00受付）

◇ 西成区民センター 最寄り駅：大阪メトロ 四つ橋線「岸里」 堺筋線「天下茶屋」
南海電鉄「天下茶屋」

◇ 参加予定代議員の「参加報告書」、欠席される場合は「委任状」の提出をお願いします